

立憲主義を何重にも蹂躪

基本的理解欠く安倍首相

安倍政権は、9月27日まで国会会期を大幅延長し、衆議院で強行採決まで行い、今国会で安保法制を成立させようとしている。しかし、集団的自衛権の行使を認める安保法制は、近代自由主義国家の普遍的な原理とされている立憲主義を根本から破壊するものであり、断じて許されるものではない。



すなわち、基本的人權の保障、そして恒久平和主義を実現することは、憲法が権力に課した役割であり、この役割を果た

すために権力が拘束されるというのが、立憲主義である。日本国憲法は、この立憲主義の立場から、憲法を最高法規として（98条）、国務大臣、国

會議員等の公務員に憲法

尊重擁護義務を課している（99条）。憲法で国家権力を縛ることにより、国民の自由と権利、平和主義を実現しようとしているのである。

基軸

安保法制を斬る

4

憲法會議代表幹事・弁護士 吉田健一

ところが、安倍政権は、安保法制を成立させ、それまで憲法上許さ

れないとしてきた集団的自衛権を行使しようとしている。しかし、憲法によって縛られる対象である内閣が、自由に憲法解釈を変更できるとすると立憲主義は画餅に帰する。とりわけ、安倍首相は、憲法解釈の見直しについて「最高の責任者は私です」と述べており、立憲主義への基本的理解すら欠いている。このような首相に憲法解釈の変更を委ねることは、



審議を尽くすことなく採決を強行した衆院特別委（首相官邸ホームページから）

泥棒に刑法の制定を委ねるようなものである。

のみならず、安倍政権は、安保法制の国会提出前にもかかわらず、今年4月、アメリカとの間で新ガイドラインを見直し、集団的自衛権の行使や地球規模での戦争協力を約束した。それは、日

本及び極東における国際平和と安全という安保条約の枠をも踏み越えるものであって、憲法上必要とされる条約の変更手続き、国会すら無視するものである。さらに、海外での武力行使については、裁判所の判断をも無視するものである。名古屋高裁の判決では、イラク戦争で海外派兵された自衛隊機が武装した米兵を輸送する活動は武力行使を禁止した憲法9条に違反すると判断されている。国会といえども違憲の法律を制定できないことはいままでもない。

安倍政権は、憲法にもとづく権力の行使を求める立憲主義を、二重にも三重にも踏みにつけているのである。（つづ）